

岩手県立大東高等学校いじめ防止基本方針

岩手県立大東高等学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行うものとする。

家庭や地域、関係機関との連携を図り、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心とした地域づくりに努める。

(2) いじめとは

いじめとは、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行うものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、学校関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめ防止のための取組

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行う。

ウ 行事やボランティア活動を通じて保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

エ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修会や職員会議を通じて共通理解を図り、組織的に対応する。

オ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、生徒と係わる時間を多くするように努める。

(2) いじめの早期発見のための取組み

ア いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒を対象としたいじめに関するアンケートの実施（年3回）
- ② 生徒面談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査（7月、12月）

イ 生徒及び保護者がいじめに係る相談ができるように相談体制の充実を図る。

- ② スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談があった場合は、「いじめ防止対策委員会」を通じて情報共有に努めるとともに早期解決の手立てを速やかに取る。

ウ 研修会を開催し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) いじめの早期解決のための取組み

ア いじめの情報共有を行うこと。学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

イ いじめに係る相談を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を開き、すみやかに事実の有無を確認する。

ウ いじめの事実を確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

エ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等に通わせる措置を講ずる。

オ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

カ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。

キ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめ事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

ク 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) インターネット上のいじめ対応

情報の特性をふまえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会を毎年2回実施するなど啓発活動を行う。

3 「いじめ防止対策委員会」の設置

(1) いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、いじめが疑われる相談・通報があった場合には「いじめ防止対策委員会」

を開催する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、副校長、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、関係職員（学級担任等）を構成員とする。

(3) 委員会の働き

ア いじめ防止等の取組内容の検討

イ いじめに関する相談・通報への対応

ウ いじめの判断と情報収集

エ いじめ事案への対応策の検討と決定

オ 犯罪行為として扱われるべきもの場合は、所轄警察署と連携してこれに対処する。

4 重大事態への対処

(1) いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ防止対策会議」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 「いじめ防止対策会議」の構成

校長、副校長、生徒指導主事、保健主事、当該学年主任、当該クラス担任、スクールカウンセラー、専門的知識及び経験を有する第三者等とする。ただし、専門的知識及び経験を有する第三者等は事案内容により、県教育委員会と協議の上、校長が任命する。

(3) 活動内容

ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査を行う。

イ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時、適切な方法で説明を行う。

ウ 県教育委員会への調査結果報告を行う。

エ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、調査結果を文書で提出する。

5 その他

学校評価項目において「いじめの早期発見に関する取組」及び「いじめ防止の取組」の第三者評価を実施する。

附則 この運用については、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この運用については、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。